平成２１年（フ）第２７４号
北海道帯広市東７条南19丁目３番地24　コーポ光南202号
債務者　池津しおり
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第３００号
北海道帯広市西25条南３丁目31番地16
債務者　金曽　素子（旧姓中原）
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１５５９号
東京都小金井市前原町３丁目33番３―103号　サンハイツ
債務者　森田　　隆
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６号
東京都多摩市永山３丁目３番地25―405
債務者　間片ミツ子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７号
東京都多摩市永山３丁目３番地25―405
債務者　間片多喜男
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３６１８号
横浜市青葉区荏田町353番地１　東急ドエル江田ビレジＢ棟207
債務者　小宮山佐和子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５０２号
東京都世田谷区上祖師谷６丁目29番３号めぐみマンション202、住民票上の住所東京都杉並区和泉１丁目55番２号コーポフジ202
債務者　山下　大輔
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５１２号
東京都小平市中島町28番１号プレズントハイツ105号
債務者　吉川　俊哉
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５１８号
東京都町田市金井町2857番地29
債務者　井上真由美
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５４８号
東京都足立区西保木間１丁目２番１―405号
債務者　澤田富士雄
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後１時15分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５５７号
東京都八王子市川口町1886番地28
債務者　中村十喜夫
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１号
東京都国立市谷保7106番地の２
債務者　井上　博文
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１９号
東京都狛江市中和泉４丁目９番５―102号
債務者　芳賀喜美男
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６５１号
青森市幸畑５丁目８番18号
債務者　盛　　毅
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６５２号
青森市幸畑５丁目８番18号
債務者　盛　　由香
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３号
青森市旭町１丁目２番５号　コーポ旭荘６号
債務者　長谷川　勉
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係